

# 令和2年度 一般環境中のダイオキシン類常時監視結果について（概要）

令和3年6月  
環境立県推進課

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、大気、水質・底質（川底等の泥）、地下水及び土壌に含まれるダイオキシン類の測定を行った結果は下記のとおりであり、全ての項目・地点で環境基準を達成した。

## 記

### 1 調査期間

令和2年4月～令和3年2月

### 2 調査地点数

- (1) 大気 : 3地点…年4回
- (2) 水質・底質 : 12地点（河川：4 湖沼：4 海域：4）…年1回  
9地点（河川）…年5回
- (3) 地下水 : 5地点…年1回
- (4) 土壌 : 8地点（一般環境土壌：6地点、発生源周辺土壌：2地点）…年1回

### 3 分析機関

株式会社日本総合科学山陰支所（米子市灘町三丁目148-1）

### 4 測定結果の概要

測定結果は表1のとおりで、全ての項目・地点で環境基準を達成。

また、各調査項目の平均値は、令和元年度の全国調査の平均値と同程度または下回る結果であった。

表1 ダイオキシン類測定結果

調査区分	測定結果			全国(令和元年度平均)			環境基準
	平均	最小	最大	平均	最小	最大	
大気（一般環境）	0.0086	0.0083	0.0089	0.017	0.0025	0.24	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
公共用水域	水質	0.13	0.0051	0.29	0.19	0.010	3.5 pg-TEQ/L 以下
	底質	4.5	0.15	21	6.4	0.014	520 pg-TEQ/g 以下
地下水	0.051	0.050	0.052	0.047	0.0085	0.31	1 pg-TEQ/L 以下
土壌	一般環境	2.4	0.0015	7.8	1.8	0	77 pg-TEQ/g 以下
	発生源周辺	1.5	0.051	3.0	5.3	0	210 pg-TEQ/g 以下

※大気及び水質の環境基準値は、年間平均値で評価。

表2 大気のダイオキシン類濃度

測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値
倉吉保健所（倉吉市）	0.0078	0.0085	0.0077	0.0090	0.0083
米子保健所（米子市）	0.0099	0.0085	0.0079	0.0091	0.0089
境港市役所（境港市）	0.0081	0.0082	0.0079	0.011	0.0088
環境基準（単位：pg-TEQ/m <sup>3</sup> ）					0.6 以下

表3 公共用水域（水質・底質）のダイオキシン類濃度

測定地点		水質	底質	
河川	天神川 穴鴨	0.054	0.16	
	日野川 生山	0.058	0.15	
	加勢蛇川 上伊勢	0.057	0.17	
	旧加茂川 灘町橋	0.067	15	
	塩川	県道上（本流上流部）	0.096	7.7
		県道下（本流上流部）	0.20	3.7
		国道東（本流中流部）	0.29	2.8
		国道東合流地点（本流中流部）	0.28	3.6
		塩川橋上流100mの地点（本流中流部）	0.18	5.5
		塩川橋（本流下流部）	0.24	1.3
		支流上流地点（支流上流部）	0.065	1.8
		主要流入水路中流（支流中流部）	0.094	1.7
湖沼	東郷池	野花地先	0.14	8.9
	中海	境水道中央部	0.21	0.18
		葭津地先	0.066	21
		米子湾中央部	0.10	12
海域	日本海	北栄町大谷地先1 km	0.051	0.16
	美保湾	境港市福定町地先沖合1 km	0.051	5.0
		日野川河口西方2 kmの米子市皆生地先0.5 km	0.054	0.17
		日野川河口地先北東方1 km	0.052	0.94
環境基準（単位：水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g）		1 以下	150以下	

表4 地下水のダイオキシン類濃度

測定地点	測定結果
(旧倉吉市) 八屋水源地	0.052
(旧羽合町) ハワイ風土記館	0.051
(境港市) 民有地	0.050
(旧西伯町) 専用水道水源	0.051
(日南町) 民有地	0.050
環境基準 (単位: pg-TEQ/L)	1 以下

表5 土壌 (一般環境) のダイオキシン類濃度

測定地点	測定結果
(旧関金町) 木の実の里	7.8
(旧大栄町) 大栄運動場	1.1
(旧泊村) 泊野球場	2.1
(境港市) 境港市立第二中学校	0.0015
(旧名和町) 旧大山町立光徳小学校	0.86
(旧西伯町) 西伯カントリーパーク	2.6
環境基準 (単位: pg-TEQ/g)	1,000 以下

表6 土壌 (発生源周辺) のダイオキシン類濃度

測定地点 (発生源)	測定結果
(米子市) 民有地 (丸福石油中間処理場)	0.051
(日南町) 民有地 (日南町清掃センター)	3.0
環境基準 (単位: pg-TEQ/g)	1,000 以下

**【参考】**

○ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質汚染を含む。) 及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

○1 pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラム。

○TEQ (Toxic Equivalent : 毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

○ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日法律第105号) **【抜粋】**

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質 (水底の底質を含む。以下同じ。) 及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない